

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [役員報酬規程等提出書の2(1)収益の源泉別の明細, 借入金の詳細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	560,000 円
賛助会員受取会費	300,000 円
受取民間助成金	4,000,000 円
〇〇〇事業収益	2,605,000 円
△△△事業収益	100,560 円
□□□事業収益	3,255,000 円
受取利息	2,600 円
雑収入	12,568 円
...	円
..	円
.	円
	円
	円
	円
合 計	10,835,728 円

・活動計算書の科目別に記載
 ・事業収益については、定款上の事業別に記載

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
〇〇銀行	2,000,000 円
理事〇〇より借入	300,000 円
	円
	円
	円
合 計	2,300,000 円

(3) その他

	(1) (2) 以外に資金に関する事項(現物寄附、有価証券の譲渡等)があれば記載	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [役員報酬規程等提出書の2(4)ア役員等に対する報酬又は給与の支給（イを除く）、イ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
仙台 太郎	理事長	役員	報酬	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	1,000,000 円
青葉 緑	理事	役員兼職員	報酬	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	500,000 円
青葉 緑	理事	役員兼職員	給与	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	500,000 円
仙台 花子	事務局長	理事長の妻 職員	給与	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	500,000 円
社員兼職員 5名			給与	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	1,111,000 円

・役員等が職員として従事して給与を得ていた場合(例えば、役員親族で職員である者に対する給与など)も記載
 ・「社員」又は「寄附者」が職員を兼務している場合は、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
延べ20名	2,225,000 円

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。